

ベトナム会計・税務

ベトナムへ派遣される専門家に対する税務の申告案内

2017年6月21日、税務総局はオフィシャルレター第2700/TCT-TNCN号を発行した。それによると、専門家として外国企業等（外国契約者）によりベトナムへ派遣される外国人（ベトナム非居住者）の場合、ベトナム源泉所得である国外受領収入は、ベトナムでの個人所得課税対象となる。その外国人はその収入を自ら確定申告し、ベトナム税務機関に納税しなければならない。控除、確定申告及び納税をベトナムの会社に委託する場合、ベトナムの会社はその外国人に代わり控除、確定申告及び納税を実施する責任がある。ベトナムの会社は、財政省発行の2015年6月15日付の通達第92/2015/TT-BTC号に添付するフォーム第02/KK-TNCN号に従って申告する。

寄附に対する付加価値税について

2017年6月26日、税務総局はオフィシャルレター第2810/TCT-CS号を発行した。それによると、会社が自社で生産する製品又は購入する商品による寄附を行う場合、当該会社は、寄附時における同等又は同類の商品・製品の価格に基づいて販売付加価値税のインボイスを作成し、確定申告しなければならない。また、当該会社は、これらの寄附活動に関連する商品・製品及びサービスの仕入付加価値税を控除することができる。

ベトナム国外でのサービスの消費及び提供は、外国契約者税の課税対象外

2017年2月7日、ホーチミン市税務局はオフィシャルレター第968/CT-TTHT号を発行した。それによると、会社は第3国での購入前の機械の品質の確認を目的として、国外にある親会社の専門家と契約し、親会社に専門家へ報酬を支払う場合、外国契約者税を控除する必要はない。

親会社により支払われる外国人労働者の子女の学費に対する法人所得税及び個人所得税

2017年2月8日、ホーチミン市税務局はオフィシャルレター第1057/CT-TTHT号を発行した。それによると、会社が100%外資会社であり、かつ、親会社の決定により外国人労働者が社長として任命され、その外国人労働者と親会社との労働契約上の合意により、親会社はその外国人労働者の子女のベトナムでの学費を支払う場合（親会社負担）、この学費は法人所得税の控除対象として認められない。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 28 3930 5491

それと同時に、親会社により支払われるベトナムでのその子女の幼稚園から高等学校までの学費は、その労働者のベトナムで発生する個人所得課税対象外となる。

労働契約の解除後に会社から元労働者に支給する給与等に対する個人所得税の源泉徴収

2017年6月16日、ハノイ税務局はオフィシャルレター第40677/CT-TTHT号を発行した。それによると、労働契約の解除後に双方の合意に基づいて会社が元労働者に2百万ドン以上の給与等を支払う場合、会社は通達第111/2013/TT-BTC号第25条i項の案内に基づき、支払金額の10%を個人所得税として源泉徴収しなければならない。

ベトナムその他

2017年7月1日以降の社会保険制度について

2017年6月29日、ベトナム社会保険会社は、2017年7月1日以降の社会保険制度の実施案内に関するオフィシャルレター第2696/BHXH-CSXH号を発行した。

それによると、2017年7月1日より、労働者は1,300,000ドン/月である新基準給与に基づいて産休手当、年金及び労働事故手当などの社会保険制度を享受することができる。

また、本オフィシャルレターは、いくつかのケースの実施について、以下通り案内している。

- 強制加入社会保険料を20年間以上納付し、2017年7月1日より年金受給を開始する労働者に対し、規定に基づき算出される毎月受領年金額が1,300,000ドン/月以下である場合、その金額は1,300,000ドン/月とされる。
- 2017年7月1日以前から産休手当や疾病制度を享受している労働者に対し、2017年7月1日以降に享受期間がまだ終了しない場合、享受できる手当基準に変更はない。
- 政府が規定する給与制度により社会保険料を支払っている、又は支払いを保留している労働者が死亡する場合、死亡する月の基準給与に基づいて死亡手当を算出される。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnamまでご連絡ください。

Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,
電話：+84 24 6296 5726

ホーチミン事務所：GF, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,
電話：+84 28 3930 5491